

税務町民課

(公印省略)

6大木税戸第12号
令和6年4月12日

区長各位

大木町長 広松 栄治
(税務町民課)

転入・転出・転居者連絡表の取扱いについて

陽春の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃から行政運営に特段のご協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

さて、各区内住民の皆様が住民基本台帳に係る情報につきましては、個人情報保護の観点から、転入・転出・転居者連絡表（以下「連絡表」という。）のみしかお渡しすることはできませんが、各区の運営に役立てて頂きたいと考えているところです。

つきましては、個人情報の保護及び行政事務の適正かつ円滑な運営を図っていくため、下記のとおり連絡表の取扱いをされますようお願いいたします。

記

1. 行政事務に必要な場合にのみ利用ください。
2. 第三者への個人情報の提供は絶対にしないでください。
3. 来客等に内容が見られることのないように保管してください。

※ 今までの連絡表（令和5年度分）はお手数ですが、5月15日(水)までに役場税務町民課に返却いただきますようお願いいたします。